

藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年3月31日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的外利用・外部提供の届出)

第2条 法第69条第1項若しくは第2項、法第71条若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条各号（第8号及び第9号を除く。）の規定により、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは提供しようとするとき、又は保有個人情報を利用目的のために提供しようとするときは、目的外利用・外部提供届出書（様式第1号）により管理者に届け出るものとする。

2 前項の規定により届け出た目的外利用・外部提供届出書の内容を変更し、又は廃止したときは、目的外利用・外部提供に係る変更・廃止届出書（様式第2号）により管理者に届け出るものとする。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の規定による公表は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第3号）の集合物により行うものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項の規定による提出は、開示請求書（様式第4号）により行うものとする。

(開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、非開示決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第6条 条例第3条第2項の規定による通知は、開示決定等期限延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第7条 条例第4条の規定による通知は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

(第三者意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第9号）

により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第10号）により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定による提出は、第三者開示決定等意見書（様式第11号）により行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る開示決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の実施方法）

第9条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法であつて、藤井寺市柏原市学校給食組合が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）及び専用機器により容易に行うことができるものとする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

（費用負担の額）

第10条 条例第5条第2項に規定する写し等の作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

ただし、別表に掲げる方法以外の方法による写し等の作成に要する費用の額は、当該複製に要した費用とする。

（訂正請求書）

第11条 法第91条第1項の規定による提出は、訂正請求書（様式第13号）により行うものとする。

（訂正決定通知書等）

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、訂正請求拒否決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第13条 条例第6条第2項の規定による通知は、訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第14条 法第95条の規定による通知は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）により行うものとする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第15条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第18号）によ

り行うものとする。

(利用停止請求書)

第16条 法第99条第1項の規定による提出は、利用停止請求書(様式第19号)により行うものとする。

(利用停止決定通知書等)

第17条 法第101条第1項の規定による通知は、利用停止決定通知書(様式第20号)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、利用停止非決定通知書(様式第21号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第18条 条例第7条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期限延長知書(様式第22号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第19条 法第103条の規定による通知は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第23号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第20条 条例第9条に規定する運用状況の公表は、藤井寺市柏原市学校給食組合公告式条例(昭和46年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第1号)に定める方法又は藤井寺市及び柏原市の広報誌に掲載することにより行うものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例施行規則(平成29年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第10号)は、廃止する。

別表（第10条関係）

区 分	方 法	規 格	金 額
写し等の作成に要する費用	乾式複写機による作成 （A3判までの大きさに限る。）	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき20円
	光ディスクへの複写による作成	CD-R （700MB）	1枚につき100円
		DVD-R （4.7GB）	
写し等の送付に要する費用			当該送付に要する額

様式第2号（第2条関係）

目的外利用・外部提供に係る（変更 ・ 廃止 ）届出書

第 号
年 月 日

藤井寺市柏原市学校給食組合 管理者 様

実施機関名

藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課			
届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	変更・廃止年月日	年 月 日
目的外利用・外部提供届出書の文書番号		目的外利用・外部提供届出書の発信日	年 月 日
目的外利用・外部提供を許可した期間			
目的外利用・外部提供を許可した相手方	相手方名		
	事務名		
目的外利用・外部提供を許可した根拠等			
目的外利用・外部提供を許可した情報	個人情報ファイル名 又は事務名		
	内 容		
変更・廃止の理由			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
備 考			

個人情報ファイル簿（単票）

年 月 日

1. 個人情報ファイルの名称		
2. 行政機関等の名称		
3. 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
4. 個人情報ファイルの利用目的		
5. 記録項目		
6. 記録範囲		
7. 記録情報の収集方法		
8. 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9. 記録情報の経常的提供先		
10. 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）	
	（所在地）	
11. 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
12. 個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

開 示 請 求 書

年 月 日

(宛先)
(実施機関)

〒

住所又は居所 _____

請求者 (ふりがな)

氏名 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり請求します。

開示を請求する 保有個人情報	
開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () <実施の希望日> 年 月 日 ※ 希望日どおりに開示できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。

本人確認等

ア 開 示 請 求 者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

第 年 月 日

（開示請求者） 様

実施機関名

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

開示する 保有個人情報	
開示の区分	（全部開示 ・ 部分開示 ）
不開示とした 部分とその理由	<p>1（審査請求） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2（取消しの訴え） (1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、藤井寺市を被告として（ が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
開示する保有個人 情報の利用目的	
開示の方法	
開示の日時	
開示の場所	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

（開示請求者） 様

実施機関名

非開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

1（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2（取消しの訴え）

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、藤井寺市を被告として（ が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

(開示請求者) 様

実施機関名

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第2号）第3条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

(開示請求者) 様

実施機関名

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第2号）第4条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

（第三者利害関係人） 様

実施機関名

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

（第三者利害関係人）様

実施機関名

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

第三者開示決定等意見書

年 月 日

(宛先)
(実施機関)

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障 (不利益) がある部分</p> <p>(2) 支障 (不利益) の具体的理由</p>
連絡先	

（反対意見書を提出した第三者） 様

実施機関名

反対意見書に係る開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

1（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2（取消しの訴え）

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、藤井寺市を被告として（ が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

(宛先)
(実施機関)

〒

住所又は居所 _____

請求者 (ふりがな)

氏名 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、次のとおり請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

本人確認等

ア 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他()
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他()

（訂正請求者） 様

実施機関名

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき、次のとおり、訂正することに決定したので次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定する内容及び理由	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

1（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2（取消しの訴え）

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、藤井寺市を被告として（ が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

(訂正請求者) 様

実施機関名

訂正請求拒否決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正しない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正しないこととした理由	
所管課	電話番号 内線()
備考	

1 (審査請求)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 (取消しの訴え)

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、藤井寺市を被告として()が代表者となります。)、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

（訂正請求者） 様

実施機関名

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第2号）第6条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長する理由	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

（訂正請求者） 様

実施機関名

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

（他の実施機関等）様

実施機関名

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の実施機関等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	
所管課	電話番号 内線 ()
備考	

利用停止請求書

年 月 日

(宛先)
(実施機関)

〒

住所又は居所 _____

請求者 (ふりがな)

氏名 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定により、次のとおり請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

本人確認等

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

（利用停止請求者） 様

実施機関名

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定に基づき、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定する内容及び理由	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

1（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2（取消しの訴え）

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、藤井寺市柏原市
学校給食組合を被告として（ ）が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起
することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起でき
なくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
起算して6月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

（利用停止請求者） 様

実施機関名

利用停止非決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止しないこと旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しないこととした理由	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

1（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2（取消しの訴え）

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、藤井寺市柏原市学校給食組合を被告として（ ）が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

（利用停止請求者）様

実施機関名

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長する理由	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	

（利用停止請求者） 様

実施機関名

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	
所管課	電話番号 内線（ ）
備考	